用途地域の指定のない区域における建築形態規制の指定

		H4法改正以前					H4法改正						H12法改正						H19（合併）					
		容積率	建蔽率	日影	道路斜線	隣地斜線	容積率	建蔽率	日影	道路斜線	隣地斜線	施行日	容積率	建蔽率	日影	道路斜線	隣地斜線	施行日	容積率	建蔽率	日影	道路斜線	隣地斜線	備考
建築基準法		400	70	制限なし	1.5	2.5	100%,200%,300%（特定行政庁の指定がなければ400%）	50%,60%（特定行政庁の指定がなければ70%）	対象：H=10m超 測定面：4m 時間：4-2.5h,5-3hのうち条例で定めるもの	1.5	2.5	H5.6.25	50%,80%,100%,200%,300%,400%のうち特定行政庁が定めるもの	30%,40%,50%,60%,70%のうち特定行政庁が定めるもの	対象：軒高7m超3階以上 測定面：1.5m 時間：3-2h,4-2.5h,5-3hのうち条例で定めるもの 対象：H=10m超 測定面：4m 時間：3-2h,4-2.5h,5-3hのうち条例で定めるもの	1.25又は1.5のうち特定行政庁が定めるもの	1.25又は2.5のうち特定行政庁が定めるもの	H13.5.18						
県条例									容積率100%又は200%の場合は 対象：H=10m超 測定面：4m 時間：4-2.5h			H8.6.1			容積率50%又は80%以下の場合は 対象：軒高7m超3階以上 測定面：1.5m 時間：3-2h 容積率100%又は200%以下の場合は 対象：H=10m超 測定面：4m 時間：4-2.5h				H15.1.1						
西遠	浜松市	400	70	制限なし	1.5	2.5	200	60	対象：H=10m超 測定面：4m 時間：4-2.5h	1,5	2.5	H10.6.1 市告示第113号	200	60	対象：H=10m超 測定面：4m 時間：4-2.5h	1.5	2.5	H16.5.12 市告示第254号	200一部400	60	対象：H=10m超 測定面：4m 時間：4-2.5h （容積率400%の範囲は除く）	1.5	2.5	H19.4.1市告示第271号 県が指定していた4つの都市計画区域〔西遠広域（浜松市除く）、天竜、奥浜名広域、三ヶ日〕と浜松都市計画区域を統合し、市告示で一括して指定。 いずれの地域もこれまでの指定（制限）内容は変わらず。
	浜北市						200	60	対象：H=10m超 測定面：4m 時間：4-2.5h			H10.6.1 県告示第246号	200	60	対象：H=10m超 測定面：4m 時間：4-2.5h	1.5	2.5	H16.1.1 県告示第1041号						
	雄踏町																							
	舞阪町																							
天竜	天竜市						200	60	対象：H=10m超 測定面：4m 時間：4-2.5h			H11.4.1 県告示第252号	200	60	対象：H=10m超 測定面：4m 時間：4-2.5h （容積率200%超えの範囲除く）	1.5	2.5	H16.4.1 県告示第155号						
奥浜名	細江町																							
	引佐町																							
三ヶ日	三ヶ日町						400	70	－			－	200(400)	60(70)										